

# 合理的配慮の提供に要する 費用の一部を助成します。

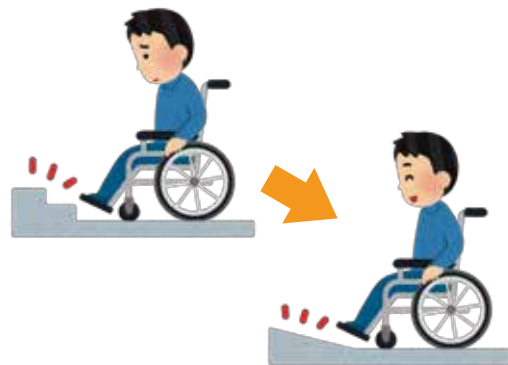
合理的配慮の提供について、改正障害者差別解消法により、令和6年4月から国の行政機関や地方公共団体などと同様に、事業者にも義務付けられました。

そこで、大牟田市では、市内事業者の社会的障壁の除去に係る必要かつ合理的な配慮の提供を行うことを支援するため、合理的配慮の提供に係る経費の一部について助成します。

## 1 助成対象者

次に掲げる要件をすべて満たすもの

- (1) 市内において、飲食、物販、医療など不特定多数の市民が利用できる店舗等を運営する事業者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 暴力団ではない者
  - ※バー・キャバレー等の業種は除く。
  - ※風営法に基づく許可・届出の対象となる営業の業種を除く。



## 2 対象経費

対象経費	概要	助成率	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	点字メニュー、コミュニケーションボード 等	10/10	50,000円
物品購入費	折りたたみスロープ、筆談ボード、音声拡張器、簡易洋式トイレ、受付用ローカウンター、高さ可動式テーブル 等	9/10	100,000円
工事施工費	手すりの設置、段差の解消、点字ブロック等の敷設、和式トイレの洋式化、ドアの改修・取替え、洗面所・手洗い場等の改修 等		200,000円

## 3 募集開始

令和8年4月20日(月)～

※予算の上限に達した場合、募集を終了することがありますので、ご注意ください。

問合せ先

大牟田市 保健福祉部 福祉支援室 福祉課障害福祉担当  
大牟田市有明町2丁目3番地  
TEL 0944-41-2663 FAX 0944-41-2664  
メール e-fs-shougai01@city.omuta.fukuoka.jp

詳細は大牟田市HPへ

